第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-12　操縦装置	**8-12　操縦装置**
7-12-1　性能要件	**8-12-1　性能要件（視認等による審査）**
7-12-1-1　視認等による審査	
(1) 側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 10 条関係) ① 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置 ② 制動装置の操作装置 ③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置	(1) 側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 10 条関係) ① 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置 ② 制動装置の操作装置 ③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置
(2) (1) に掲げる自動車の運転に際して操作を必要とする (1) の装置は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 12 条関係、細目告示第 90 条関係) ① (1) ①、②及び③に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右にそれぞれ 500㎜ 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。 この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は可動範囲の中心位置とする。 ② (1) ①に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び (1) ③に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。 ③ 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。 ④ 方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。 ⑤ ②、③及び④の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。 この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又は ISO (国際標準規格) 2575 「 Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。	(2) (1) に掲げる自動車の運転に際して操作を必要とする (1) の装置は次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 168 条関係) ① (1) ①に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び (1) ③に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。 ② 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。 ③ 方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。 ④ ①、②及び③の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。 この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又は ISO (国際標準規格) 2575 「 Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。
7-12-1-2　書面等による審査	
(1) 自動車 (7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に	(3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、視

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係） ①　7-12-1-1（1）に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S7の5.に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。	認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第168条第2項関係） ①　（1）に掲げる装置のうち手動により操作するものは次に掲げる基準に適合しなければならない。 ア　表1の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。 イ　表1の識別対象装置欄に掲げる装置（同表の照明欄が「要」となっているものに限る。）は、車幅灯が点灯した場合に当該装置の識別表示も点灯すること。 ただし、かじ取装置に備える操作装置その他の操作装置にあっては、この限りでない。
②　7-12-1-1（1）に掲げる装置（手動により操作するものを除く。）は、7-12-1-1（2）①から⑤までの基準に適合すること。	②　（1）に掲げる装置（手動により操作するものを除く。）は、（2）の基準に適合すること。
③　表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S7の5.に適合すること。	③　表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、次の基準に適合すること。 ア　表2の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。 イ　表2の識別対象装置欄に掲げる操作装置（同表の照明欄が「要」となっているものに限る。）は、車幅灯が点灯した場合に、当該装置の識別表示も点灯すること。 ただし、かじ取装置に備える操作装置その他の操作装置にあっては、この限りでない。 ウ　表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示は、当該装置の機能として作動状態又は異常状態を表示する場合及び点検の場合以外は点灯しないこと。 エ　表2の識別対象装置欄に掲げるインジケータの識別表示は、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、車幅灯が点灯している場合に点灯すること。
④　表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。	
⑤　次に掲げる書面等により、UN R121-01-S7の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。 ア　COCペーパー イ　UN R121に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） ・UN R121-01以降のものに限る。 ウ　車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R121に基づくⒺマーク	

【第7章及び第8章において共通】

表1

識別対象装置	識別表示（注17）	照明（注19）	色

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

すれ違い用前照灯（点灯）の操作装置	 （注4、注10及び注20）	不要	－
走行用前照灯（点灯）の操作装置	 （注10及び注20）	不要	－
方向指示器の操作装置	 （注1及び注20）	不要	－
窓ふき器の操作装置	 ※Wiper又はWipe	要	－
洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer又はWash	要	－
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer-Wiper又は Wash-Wipe	要	－
デフロスタの操作装置	 ※Defrost、Defog又はDef	要	－
警音器の操作装置	 ※Horn	不要	－
チョークの操作装置	 ※Choke	不要	－
始動装置の操作装置	 （注8及び注16）	不要	－
停止装置の操作装置	 （注8及び注16）	要	－
前照灯（照射方向調整）の操作装置	 又は 又は （注10）	不要	－

表2

識別対象装置	識別表示（注17）	照明（注19）	色
複数の灯火装置の操作装置	 ※Lights （注20）	不要	－
複数の灯火装置のテルテール（注9）		－	緑
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 （注4、注10及び注15）	－	緑
走行用前照灯（点灯）のテルテール		－	青

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）	
	（注10及び注15）		
前照灯洗浄装置の操作装置	 （注10）	不要	－
方向指示器のテルテール	 （注1）	－	緑
非常点滅表示灯の操作装置	 ※Hazard （注20）	要	－
非常点滅表示灯のテルテール（注2）		－	赤
前部霧灯の操作装置	 （注15及び注20）	不要	－
前部霧灯のテルテール		－	緑
後部霧灯の操作装置	 （注15及び注20）	不要	－
後部霧灯のテルテール		－	黄
燃料タンク（残量）のテルテール	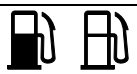 又は	－	黄
燃料タンク（残量）のインジケータ	 ※Fuel （注15）	要	－
エンジンオイル（圧力）のテルテール	 ※Oil （注3及び注15）	－	赤
エンジンオイル（圧力）のインジケータ		要	－
冷却水（温度）のテルテール	 ※Temp （注3及び注15）	－	赤
冷却水（温度）のインジケータ		要	－
バッテリ及び充電システムのテルテール	 ※Volts、Charge又はAmp （注15）	－	赤
バッテリ及び充電システムのインジケータ		要	－
パワーウインドウロックの操作装置	 又は 	不要	－
デフロスタのテルテール	 （注15）	－	黄
後部デフロスタの操作装置	 ※Rear Defrost、 Rear Defog、Rear Def 又はR-Def （注15）	要	－
後部デフロスタのテルテール		－	黄
車幅灯の操作装置	 ※Maker Lamps又はMR Lps （注4、注15及び注20）	不要	－
車幅灯のテルテール（注9、注15）		－	緑

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）	
駐車灯の操作装置		不要	－
駐車灯のテルテール	（注15）	－	緑
座席ベルトのテルテール	 又は ※Fasten Belts 又は Fasten Seat Belts （注15及び注21）	－	赤
前方のエアバッグ（異常）のテルテール		－	黄、赤又は黄及び赤
側方のエアバッグ（異常）のテルテール	 （注5）	－	黄、赤又は黄及び赤
エアバッグ（作動停止）のテルテール		－	黄
制動装置（異常）のテルテール	 ※Brake	－	黄又は赤
アンチロックブレーキシステム（異常）のテルテール	 ※AntiLock、Anti-Lock 又は ABS （注6）	－	黄
速度インジケータ	キロメートル表示の場合にあっては km/h、 マイル表示の場合にあっては mph （注11）	要	－
駐車制動装置のテルテール	 ※Park 又は Parking Brake （注6）	－	赤
原動機（異常）のテルテール		－	黄
原動機（予熱）のテルテール	 （注15）	－	黄
チョークのテルテール	 （注15）	－	－
冷暖房装置の操作装置	 又は 「A/C」	要	－
自動変速機の変速装置（変速位置）のインジケータ	P　R　N　D （注7）	要	－
ブレーキライニング（摩耗）のテルテール		－	黄

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

	※Brake Wear （注6）		
温熱装置の操作装置		要	－
送風装置の操作装置	 ※Fan （注20）	要	－
走行距離インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm、マイル表示の場合にあってはmiles （注12）	要	－
タイヤ（空気圧異常）及びその空気圧異常を検知する装置（異常）のテルテール	 ※TPMS又はLow Tire （注13）	－	黄
タイヤ（空気圧異常位置）及びその空気圧異常を検知する装置（異常位置）のテルテール	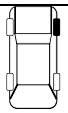 ※Low Tire （注13及び注14）	－	黄
横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC、VSF若しくはEVSC （注14）	－	黄
横滑り防止装置（作動停止）の操作装置	 又は ESC OFF、VSF OFF 若しくはEVSC OFF （注14、注18及び注20）	要	－
横滑り防止装置（作動停止）のテルテール		－	黄

注1　2つの矢印で1つの識別表示を構成することとする。
　　ただし、左折と右折の方向指示器の操作装置又はテルテールが独立している場合にあっては、それぞれの矢印を1つの識別表示として、離して配置してよい。

注2　方向指示器のテルテールの識別表示の2つの矢印が同時に点滅することができる場合にあっては、当該テルテールの識別表示を非常点滅表示灯のテルテールの識別表示とすることができる。

注3　エンジンオイル（圧力）のテルテールの識別表示及び冷却水（温度）のテルテールの識別表示は、同じ位置に配置することができる。

注4　同一の操作装置により複数の灯火装置を操作することができる場合にあっては、個別の識別表示を要しない。

注5　側方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示は、前方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。

注6　制動装置（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。

注7　文字「D」の代わりに他の英数字や記号を使用することができる。
　　また、文字「D」に補足してもよい。

注8　始動装置又は停止装置の操作装置と原動機の施錠装置とが独立している場合に表示するものとする。

注9　複数の灯火の操作装置を操作したときに、速度計、走行距離計その他の計器の照明が自動的に作動する場合にあっては、表示しなくてよい。

注10　5本の線は4本の線に、4本の線は5本の線にそれぞれ代えることができる。

注11　識別表示は、大文字又は小文字で表示することができる。

注12　識別表示は、小文字で表示しなければならない。
　　ただし、マイル表示の場合にあっては、略語を使用することができる。

注13　タイヤ空気圧監視システム（TPMS）、タイヤ空気圧補充システム（TPRS）及び中央タイヤ空気圧調整システム

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
（CTIS）の異常を示すために使用してもよい。 注14　表示する車両の形状は、変えることができる。 注15　識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示をその本来の用途以外の用途として使用する場合にあっては、表中色欄に掲げる色以外の色で表示してもよい。 注16　始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとすることができる。 また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」と、それぞれ補足してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」又は「Engine Start」に、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」又は「Engine Stop」にそれぞれ代えることができる。 なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。 注17　識別対象装置欄に掲げる装置が自動機能を有する場合にあっては、当該装置の識別表示の附近に文字「A」又は「AUTO」を配置することができる。 注18　「OFF」の文字は、記号上又はその付近に配置することができる。 注19　かじ取装置に備える操作装置その他の操作装置にあっては、点灯することを要しない。 注20　各記号の枠で囲われた部分は、塗り潰して表示することができる。 注21　前列を除く座席に備える座席ベルトのテルテールの識別表示及び色は、表中識別表示欄又は色欄に掲げる識別表示又は色以外の識別表示又は色で表示してもよい。 ※　FMVSS 101に基づくものを示す。 なお、表中識別表示欄に掲げる文字による識別表示は、大文字又は小文字による表示とすることができる。 【共通部分終了】	
(2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第12条第3項関係、細目告示第90条第3項関係） ①　7-12-1-1（1）に掲げる装置は、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。 なお、表3の識別対象装置には、該当する識別表示に従って表示がなされていること。 ただし、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置や作動方式に係る改造を行った操縦装置については、UN R60-00-S5の5.（操作装置の配置及び作動条件に係る部分に限る。）にかかわらず、運転者が運転者席において容易に操作でき、かつ、転落のおそれが少ないものであればよい。 この場合において、運転者がかじ取装置を保持した状態で操作することができる操縦装置は、「転落のおそれが少ないもの」とする。 ②　表4の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。 ③　次に掲げる書面等により、UN R60-00-S5の5.及び6.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から②までの基準に適合するものとする。 ア　COCペーパー ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 例：e1*168/2013*12345 イ　WVTAラベル ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 例：e1*168/2013*12345 ウ　UN R60に基づく認定証（写しをもって代える	(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第168条第3項関係） ①　表3の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示、配置、色及び作動条件に適合すること。 ただし、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置や作動方式に係る改造を行った操縦装置については、同表の配置及び作動条件にかかわらず、運転者が運転者席において容易に操作でき、かつ、転落のおそれが少ないものであればよい。 この場合において、運転者がかじ取装置を保持した状態で操作することができる操縦装置は、「転落のおそれが少ないもの」とする。 ②　表4の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、同表の識別表示及び色に適合すること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
ことができる。） エ　車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R60 に基づく Ⓔマーク	

【第7章及び第8章において共通】

表3

識別対象装置	識別表示	配置	色	条件等
停止装置の操作装置（切断）		運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	－	主に使用する原動機の停止装置とは別の停止装置を備えてもよい。
始動装置の操作装置	－	－	－	回転式の始動装置の操作装置にあっては、イグニッションスイッチ「オフ」の位置からイグニッションスイッチ「オン」の位置まで時計回りに回転するものであること。
始動装置（電気式）の操作装置		－	－	－
チョークの操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、視認できない位置に配置してもよい。	－	－
変速機（中立の状態）の操作装置		－	緑	テルテールは、変速装置が中立の位置にある時に点灯するものであること。
警音器の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び手動式変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	－	手で押すものであること。
走行用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び手動式変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	－	－
すれ違い用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び手動式変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	－	－
光学的警報装置の操作装置	－	走行用前照灯又はすれ違い用前照灯の操作装置に隣接する位置に配置すること。	－	走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の操作装置とは別に備えることができる。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

				ただし、光学的警報装置の使用を停止したときは、速やかに当該警報装置は消灯するものでなければならない。
方向指示器の操作装置	⇦⇨	ハンドルバーの上側であり、かつ、運転者席から容易に視認することができる位置に配置すること。	－	インジケータは、車両の進行方向を示すことができるよう左右それぞれが独立したものであること。
原動機回転数の操作装置	－	運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	－	手動により操作できるものであること。
制動装置（前輪）の操作装置	－	運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバー前方に配置すること。	－	手動により操作できるものであり、かつ、前後輪連動式制動装置を備える場合にあっては、制動装置（後輪）も同時に作動するものであること。
足動式制動装置（後輪）の操作装置	－	運転者が運転者席に着席した状態において、車枠右側に配置すること。	－	ペダルを踏むことにより操作できるものであり、かつ、前後輪連動式制動装置を備える場合にあっては、制動装置（前輪）も同時に作動するものであること。
手動式制動装置（後輪）の操作装置	－	運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバー前方に配置すること。	－	手動により操作できるものであること。 ただし、手動式クラッチを備える車両には装備してはならない。
駐車制動装置の操作装置	－	－	－	手動式レバー又は足動式ペダルを操作できるものであること。
クラッチの操作装置	－	運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。	－	手動式レバーにより操作できるものであり、かつ、握りしめることによりクラッチが切れるものであること。
足動式変速装置の操作装置	－	運転者が運転者席に着席した状態において、車枠左側に配置すること。	－	－
手動式変速装置の操作装置	－	運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。	－	－

表4

識別対象装置	識別表示	配置	色
停止装置の操作装置（接続）		－	－
手動式チョークのテルテール		－	黄又は橙
手動式燃料タンク遮断バルブ（オフ）の操作装置		－	－
手動式燃料タンク遮断バルブ（オン）の操作装置		－	－

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）	
手動式燃料タンク遮断バルブ（予備）の操作装置			－	－
速度表示計のインジケータ		－	－	－
走行用前照灯のテルテール			－	青
すれ違い用前前照灯のテルテール			－	緑
前部霧灯の操作装置			－	－
前部霧灯のテルテール			－	緑
後部霧灯の操作装置			－	－
後部霧灯のテルテール			－	黄又は橙
方向指示器のテルテール			－	緑
非常点滅表示灯の操作装置			－	－
非常点滅表示灯のテルテール			－	赤
			－	緑
複数の灯火装置の操作装置			－	－
複数の灯火装置のテルテール			－	緑
駐車灯の操作装置			－	－
駐車灯のテルテール			－	緑
燃料タンク（残量）のインジケータ			－	－
燃料タンク（残量）のテルテール			－	黄又は橙
冷却水（温度）のインジケータ			－	－
冷却水（温度）のテルテール			－	赤
バッテリ及び充電システムのインジケータ			－	－
バッテリ及び充電システムのテルテール			－	赤
エンジンオイル（圧力）のテルテール			－	赤
アンチロックブレーキシステム（異常）のテルテール			－	黄又は橙
原動機（異常）のテルテール			－	黄又は橙

【共通部分終了】

(3) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

(4) FMVSS 101 に適合する操作装置は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する操作装置」とする。

7-12-2　欠番

7-12-3　欠番

(5) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

(6) FMVSS 101 に適合する操作装置は、(5) ③に定める「これに準ずる性能を有する操作装置」とする。

8-12-2　欠番

8-12-3　欠番

8-12-4　適用関係の整理

7-12-4 の規定を適用する。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-12-4　適用関係の整理

(1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-12-5（従前規定の適用①）を適用する。（適用関係告示第 6 条第 2 項第 1 号関係）

(2) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-12-6（従前規定の適用②）を適用する。（適用関係告示第 6 条第 2 項第 2 号関係）

(3) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-12-7（従前規定の適用③）を適用する。（適用関係告示第 6 条第 1 項関係）

(4) 次に掲げる自動車については、7-12-8（従前規定の適用④）を適用する。

① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの（適用関係告示第 6 条第 3 項関係）

② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）（適用関係告示第 6 条第 4 項関係）

③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）（適用関係告示第 6 条第 5 項関係）

(5) 次に掲げる自動車にあっては、7-12-9（従前規定の適用⑤）を適用する。（適用関係告示第 6 条第 6 項及び第 7 項関係）

① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの

ア　平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された自動車

イ　平成 31 年 2 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ｱ) 平成 31 年 1 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

(ｲ) 平成 31 年 2 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 1 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

② 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）

ア　平成 29 年 6 月 14 日以前に製作された自動車

イ　平成 29 年 6 月 15 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

(ｱ) 平成 29 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

(ｲ) 平成 29 年 6 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

7-12-5　従前規定の適用①

昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 6 条第 2 項第 1 号関係）

7-12-5-1　性能要件

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。

① 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置

② 制動装置の操作装置

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置

7-12-6　従前規定の適用②

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 6 条第 2 項第 2 号関係）

7-12-6-1　性能要件

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 500㎜ 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。

この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とする。

① 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置

② 制動装置の操作装置

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-12-7　従前規定の適用③

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第6条第1項関係）

7-12-7-1　性能要件

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ500㎜以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。

この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作位置の中心位置は、可動範囲の中心位置とする。

① 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置

② 制動装置の操作装置

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置

(2) (1)①に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び(1)③に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

(3) 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

(4) 方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

(5) (2)、(3)及び(4)の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。

この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又は ISO（国際標準規格）2575「Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。

7-12-8　従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（適用関係告示第6条第3項関係）

② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）（適用関係告示第6条第4項関係）

③ 平成29年6月30日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）（適用関係告示第6条第5項関係）

7-12-8-1　性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。

① 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置

② 制動装置の操作装置

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置

(2) 自動車の運転に際して操作を必要とする(1)の装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (1)①、②及び③に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右にそれぞれ500㎜以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。

この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は可動範囲の中心位置とする。

② (1)①に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び(1)③に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

③ 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

④ 方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

⑤　②、③及び④の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。

この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又はISO（国際標準規格）2575「Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。

7-12-9　従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第6条第6項及び第7項関係）

①　次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの

ア　平成31年1月31日以前に製作された自動車

イ　平成31年2月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ｱ) 平成31年1月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

(ｲ) 平成31年2月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成31年1月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

②　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）

ア　平成29年6月14日以前に製作された自動車

イ　平成29年6月15日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

(ｱ) 平成29年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

(ｲ) 平成29年6月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

7-12-9-1　性能要件

7-12-9-1-1　視認等による審査

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置（手動により操作するものを除く。）は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。

①　始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置

②　制動装置の操作装置

③　前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置

(2) 自動車の運転に際して操作を必要とする (1) の装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①　(1) ①、②及び③に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右にそれぞれ500mm以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。

この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は可動範囲の中心位置とする。

②　(1) ①に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び (1) ③に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

③　変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

④　方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

⑤　②、③及び④の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。

この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又はISO（国際標準規格）2575「Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。

7-12-9-1-2　書面等による審査

(1) 自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①　7-12-9-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-00-S8の5.に適合すること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。

② 7-12-9-1-1（1）に掲げる装置（手動により操作するものを除く。）は、7-12-9-1-1（2）①から⑤までの基準に適合すること。

③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-00-S8の5.に適合すること。

④ 表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。

⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-00-S8の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。

ア COCペーパー

イ UN R121に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）

ウ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R121に基づくⒺマーク

表1

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
すれ違い用前照灯（点灯）の操作装置	 （注4、及び注10）	不要	－
走行用前照灯（点灯）の操作装置	 （注10）	不要	－
方向指示器の操作装置	 （注1）	不要	－
窓ふき器の操作装置	 ※Wiper又はWipe	要	－
洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer又はWash	要	－
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer-Wiper又は Wash-Wipe	要	－
デフロスタの操作装置	 ※Defrost、Defog又はDef	要	－
警音器の操作装置	 ※Horn	不要	－
チョークの操作装置	 ※Choke	不要	－
始動装置の操作装置	 （注8及び注16）	不要	－
停止装置の操作装置	 （注8及び注16）	要	－
前照灯（照射方向調整）の操作装置	 又は 又は	不要	－

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

	 （注10）		

表2

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
複数の灯火装置の操作装置	 ※Lights	不要	－
複数の灯火装置のテルテール（注9）		－	緑
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 （注4、注10）	－	緑
走行用前照灯（点灯）のテルテール	 （注10及び注15）	－	青
前照灯洗浄装置の操作装置	 （注10）	不要	－
方向指示器のテルテール	 （注1）	－	緑
非常点滅表示灯の操作装置	 ※Hazard	要	－
非常点滅表示灯のテルテール（注2）		－	赤
前部霧灯の操作装置		不要	－
前部霧灯のテルテール		－	緑
後部霧灯の操作装置		不要	－
後部霧灯のテルテール		－	黄
燃料タンク（残量）のテルテール	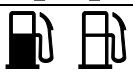 又は	－	黄
燃料タンク（残量）のインジケータ	 ※Fuel （注15）	要	－
エンジンオイル（圧力）のテルテール		－	赤
エンジンオイル（圧力）のインジケータ	※Oil （注3及び注15）	要	－
冷却水（温度）のテルテール		－	赤
冷却水（温度）のインジケータ	※Temp （注3及び注15）	要	－
バッテリ及び充電システムのテルテール		－	赤
バッテリ及び充電システムのインジケータ	※Volts、Charge又はAmp （注15）	要	－
パワーウインドウロックの操作装置	 又は 	不要	－
デフロスタのテルテール		－	黄
後部デフロスタの操作装置		要	－

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）	
後部デフロスタのテルテール	※Rear Defrost、Rear Defog、Rear Def 又はR-Def	－	黄
車幅灯の操作装置		不要	－
車幅灯のテルテール（注9）	※Maker Lamps 又はMR Lps（注4）	－	緑
駐車灯の操作装置		不要	－
駐車灯のテルテール		－	緑
座席ベルトのテルテール	又は ※Fasten Belts 又はFasten Seat Belts	－	赤
前方のエアバッグ（異常）のテルテール		－	黄、赤又は黄及び赤
側方のエアバッグ（異常）のテルテール	（注5）	－	黄、赤又は黄及び赤
エアバッグ（作動停止）のテルテール		－	黄
制動装置（異常）のテルテール	※Brake	－	黄又は赤
アンチロックブレーキシステム（異常）のテルテール	※AntiLock、Anti-Lock 又はABS（注6）	－	黄
速度インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm/h、マイル表示の場合にあってはmph（注11）	要	－
駐車制動装置のテルテール	※Park 又はParking Brake（注6）	－	赤
原動機（異常）のテルテール		－	黄
原動機（予熱）のテルテール		－	黄
チョークのテルテール		－	－
冷暖房装置の操作装置	又は 「A/C」	要	－

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

自動変速機の変速装置（変速位置）のインジケータ	P　R　N　D （注7）	要	－
ブレーキライニング（摩耗）のテルテール	 ※Brake Wear （注6）	－	黄
温熱装置の操作装置		要	－
送風装置の操作装置	 ※Fan	要	－
走行距離インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm、マイル表示の場合にあってはmiles （注12）	要	－
タイヤ（空気圧異常）及びその空気圧異常を検知する装置（異常）のテルテール	 ※TPMS又はLow Tire （注13）	－	黄
タイヤ（空気圧異常位置）及びその空気圧異常を検知する装置（異常位置）のテルテール	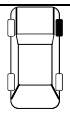 ※Low Tire （注13及び注14）	－	黄
横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC （注14）	－	黄

注1　2つの矢印で1つの識別表示を構成することとする。
　　ただし、左折と右折の方向指示器の操作装置又はテルテールが独立している場合にあっては、それぞれの矢印を1つの識別表示として、離して配置してよい。
注2　方向指示器のテルテールの識別表示の2つの矢印が同時に点滅することができる場合にあっては、当該テルテールの識別表示を非常点滅表示灯のテルテールの識別表示とすることができる。
注3　エンジンオイル（圧力）のテルテールの識別表示及び冷却水（温度）のテルテールの識別表示は、同じ位置に配置することができる。
注4　同一の操作装置により複数の灯火装置を操作することができる場合にあっては、個別の識別表示を要しない。
注5　側方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示は、前方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。
注6　制動装置（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。
注7　文字「D」の代わりに他の英数字や記号を使用することができる。
　　また、文字「D」に補足してもよい。
注8　始動装置又は停止装置の操作装置と原動機の施錠装置とが独立している場合に表示するものとする。
注9　複数の灯火の操作装置を操作したときに、速度計、走行距離計その他の計器の照明が自動的に作動する場合にあっては、表示しなくてよい。
注10　5本の線は4本の線に、4本の線は5本の線にそれぞれ代えることができる。
注11　識別表示は、大文字又は小文字で表示することができる。
注12　識別表示は、小文字で表示しなければならない。
　　ただし、マイル表示の場合にあっては、略語を使用することができる。
注13　タイヤ空気圧監視システム（TPMS）の異常を示すために使用してもよい。
注14　表示する車両の形状は、変えることができる。
注15　識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示をその本来の用途以外の用途として使用する場合にあっては、表中色欄に掲げる色以外の色で表示してもよい。
注16　始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとすることができる。
　　また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）

と、それぞれ補足してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」又は「Engine Start」に、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」又は「Engine Stop」にそれぞれ代えることができる。

なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。

注17　識別対象装置欄に掲げる装置が自動機能を有する場合にあっては、当該装置の識別表示の附近に文字「A」又は「AUTO」を配置することができる。

※　FMVSS 101に基づくものを示す。

なお、表中識別表示欄に掲げる文字による識別表示は、大文字又は小文字による表示とすることができる。

(2) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

①　指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置

②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

③　法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

(3) FMVSS 101に適合する操作装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する操作装置」とする。